放課後等デイサービスブリング 重要事項説明書

1. 事業者名称概要

名 称	株式会社オフィス21
代表者氏名	代表取締役 石本研吾
法人所在地	帯広市東9条南19丁目4番地3
電話番号	0155-66-6851
設立年月	2000年11月21日

2. 事業所の概要

2. 争未別の似女	
事業所の名称	放課後等デイサービス ブリング
事業所の所在地	北海道帯広市東6条南13丁目5番地
連絡先	電話:0155-27-7210 FAX:0155-27-7209
管理者氏名	宝達泰絵
児童発達支援管理責任者	片山智子
定員	10名
指定年月日	2021年4月1日
事業所番号	0154602379
事業所の種類	放課後等デイサービス
事業の目的	株式会社オフィス21(以下、「事業者」という。)が設置する放課後等デイサービスブリング(以下、「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下、「放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	①事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ②放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。 ③前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく放課後等デイサービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、放課後等デイサービスを提供するものとする。

3. 通常の事業の実施地域

带広市、幕別町、音更町、芽室町

4. 営業時間とサービス提供時間

	月曜日から土曜日まで		
営業日	【日曜日、祝日、8月14日~16日 12月29日~1月3日を除く】		
営業時間	9 時30分~18時30分(平日)		
	8時30分~17時30分(土曜日、学校休業日の平日)		
サービス提供日	下校後~17時30分(平日)		
サービス提供時間	10時00分~17時00分 (土曜日、学校休業日の平日)		

5. 職員の体制

職種	常勤	業務内容		
管 理 者 1名		管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、 法令等において規定されている放課後等デイサービの実施に関し、 事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。		
児童発達支援管理 責任者 1名		児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも 6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に 対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障 害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行 います。		
児童指導員 保 育 士	3名以上	個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導 等を行います。		

※当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 設備の概要

設備の種類	室数	備考
療育室	5	個別・集団療育室
プレイルーム	1	集団療育指導他
調理室	1	調理室
相談室	1	保護者・関係機関との面談等
静養室	1	布団
トイレ	2	洗面台付、洋式トイレ
事務室	2	職員室、送迎担当員控室

7. サービスの内容

個別支援計画に基づき、個々に合ったプログラムを個別や集団で行います。 個別支援計画は(ア)健康・生活(イ)運動・感覚(ウ)認知・行動(エ)言語・コミュニケーション(オ)人間関係・社会性を踏まえて作成致します

- 1、色々な活動・運動・遊びを通した発達支援・学習支援・音楽活動・創作活動・おや つ作り・外出活動
- 2、生活支援・健康管理・食事支援・排泄支援
- 3、生活相談
- 4、送迎サービス

8. 利用料金

(1)障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます(利用者負担額といいます)。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

①利用者負担月額上限

世帯所得	負担上限額(円)	
生活保護・低所得	0	
一般世帯 1	4,600	
一般世帯 2	37,200	

- (2)上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。
- (3) 事業者は、上記(1) 及び(2) の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。
- (4)次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。
- ① 創作活動に係る 材料費 1回 100円
- ② 余暇活動費 月1~5回 500円 月6回以上1,000円
- ③ その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

項目	おやつ代	食事材料費	クッキング代
金額(1回)	50円	300円	200円

④ 施設維持費(冷暖房費・衛生費) 1回 50円

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします

※(1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

※ 補足資料1を参照

利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、毎月27日(土日祝日は翌営業日)までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ① ゆうちょ銀行 口座振替(手続きに1ヶ月前後かかります。)
- ② 現金または振込での支払いを希望される場合はお申し出ください。

9. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

10. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

代表取締役 石本研吾

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

11. 身体拘束の禁止について

事業者は、サービスの提供にあたっては、障がい児又は他の障がい児の生命及び身体を 保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障がい児の行動を 制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとします。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ① 身体拘束に関する責任者を選定しています。

身体拘束に関する責任者

代表取締役 石本研吾

- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- ④ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知 徹底

12. 緊急時の対応

現に放課後等デイサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) 障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名	診療科	
所在地		
主治医	電話番号	

(2)連絡先

	氏 名	
連絡先	住所	
	電話番号	

(3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	山川内科医院	診療科	内科
所在地	帯広市西1条南11丁目20番地	-	
代表者	山川 敦	電話番号	0155-24-3181

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画書により対応します。
平時の訓練	消防計画書に従い年に2回以上、避難防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	石本研吾

14.障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保 護者の求めに応じてその内容を開示します。

15. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。 また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	苦情責任者	受付時間
	宝達泰絵	石本研吾	営業時間中
	本社電話番号	事業所番号	事業所FAX番号
	0155-66-6851	0155-27-7210	0155-20-7209

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

機関名	部署	電話番号
十勝振興局	社会福祉課保険指導係	0155-27-8518
带広市役所	保健福祉部	0155-65-4147
音更町役場	民生部福祉課	0155-42-2111
幕別町役場	福祉課障害福祉係	0155-54-3811
芽室町役場	保健福祉課	0155-62-9724
北海道福祉サービスは	011-204-6310	

17. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、道、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。 また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	東京海上日動
損害保険種類	賠償責任保険

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

補足資料1

●以下の料金は利用者負担限度額には含まれません。

項目	単位	料金(円)	備考
材料費	1回	100	個別療育実施
おやつ代	1回	50	
食事材料費	1回	300	長期休みの給食
クッキング代	1回	200	児童が作った時の食材代
食事材料費	1日	50	暖房・冷房・衛生費等
余暇活動費		500	1ヶ月利用が5回以下
余暇活動費		1,000	1ヶ月利用が6回以上

※材料費 集団療育日はかかりません。

【内容】のり・画用紙・折り紙・アイロンビーズ・クレヨン・発達検査等

放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を 行ないました。

令和 年 月 日

【事業所】	住	所	北海道帯広市東6条南13丁目5番地					
	名	称	放課後等デイサービス ブリング					
	説明	月者		ÉП				

私は、本書面に基づいて事業者から放課後等デイサービスの提供及び利用について重要 事項の説明を受け、同意しました。

				令和	年	月	日
【保護者】	住 瓦	fi					
	氏 名	<u></u>				印	
	児童氏	名					

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲 内で使用することを同意します。

記

1、使用目的

事業者が、放課後等デイサービスの提供にあたり、円滑にサービスを実施するために 行うサービス担当者会議において必要な場合。

2、使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3、個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者がサービスを行うために最低限必要 な利用者や 家族個人に関する情報。
- ・認定調査、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
- ・その他の情報 ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は 識別され得るものをいいます。

以上

放課後等デイサービス ブリング

令和 年 月 日

【保護者】	住	所	
	氏	名	印
	児童	氏名	